

生徒心得

福井県立鯖江高等学校定時制

1 校時

始業および終業等は次のとおりである。

【3修希望者】	
・始業（SH）	9:10～9:15
・特設授業	
1限目	9:15～10:00
2限目	10:05～10:50
・正規授業	
1限目	10:55～11:40
2限目	11:45～12:30
・昼休み	12:30～13:00
3限目	13:00～13:45
4限目	13:50～14:35
・終業（SH）	14:35～14:40

【4修希望者】	
・始業（SH）	10:50～10:55
・正規授業	
1限目	10:55～11:40
2限目	11:45～12:30
・昼休み	12:30～13:00
3限目	13:00～13:45
4限目	13:50～14:35
・終業（SH）	14:35～14:40

※原則的に毎週水曜日は4限目終了後10分間の清掃時間があり、その後に終業（SH）をおこなう。
※毎週火・木の放課後、部活動を1時間程度おこなう（自由参加）。

2 登下校

- (1) 午前8時30分以降に登校すること。
- (2) SHには教室にいないこと。いない場合は遅刻となる。
- (3) 原則として終業後は、ただちに下校すること。
- (4) 時間外に登校したり終業後に居残ったりする場合は、教員に許可を得ること。

3 欠席・遅刻・早退

- (1) 欠席・遅刻・早退をする場合は、学校に必ず保護者が連絡すること。
電話：0778-51-0310（定時制直通 8:30～17:00）
- (2) 考查期間中に欠席する場合は、医師の診断書等を提出すること。

4 家族・住所などの異動変更

家族の異動や住所などに変更があった場合には、担任に届けること。

5 自家用車による送迎について

自家用車の学校敷地内への乗り入れは全面禁止。下図の地点①か地点②で乗り降りすること。



6 容儀

容儀はいたずらに流行を追うことなく、高校生らしい清潔で端正なものであること。

ピアス・染髪・パーマ・化粧・アクセサリーを禁止とする。

7 校内生活

- (1) 明朗なあいさつや返事、はきはきした言葉遣いを心がけること。
- (2) 困ったことや分からないことなどがあつたら、担任などに相談すること。
- (3) 学校の備品や器具等を破損した場合は、原則として全額弁償しなければならない。
- (4) 持ち物には必ず名前を明記し、貴重品は自分で責任を持って保管すること。
- (5) 学習に不必要なもの（ゲーム機や漫画・雑誌等）や菓子類を学校内に持ち込まないこと。
- (6) 携帯電話は始業 SH にて回収し、終業 SH にて返却する。

8 校外生活

- (1) 高校生らしいさわやかな服装や言動で、本校の生徒としての品位を保つよう心がけること。
- (2) 不健全な飲食店・娯楽場（カラオケボックス等）、その他高校生として不適当な場所へ出入りしないこと。
- (3) 「生徒証明書」は常に携帯所持すること。
- (4) SNS などを利用する際は、個人のプライバシー保護に気を付け、いじめや誹謗・中傷といった内容を書き込んだり、拡散させたりしないこと。
- (5) 校外での交友関係については、社会常識を踏まえ、高校生としての本分を逸脱することのないように十分注意すること。
- (6) 男女交際は健全を旨とすること。
- (7) 夜間（特に午後 11 時から午前 4 時までの深夜）の外出はしないこと。
- (8) 保護者の許可しない外泊はしないこと。

9 アルバイトについて

- (1) アルバイトをする場合は、担任を通して指導部に届け出ること。（但し、許可できない場合もある）
- (2) 労働基準法に違反するアルバイトはいかなる理由でも許可しない。

10 自転車通学について

- (1) 自転車通学をしたい場合は、「自転車通学許可願」を指導部に提出し、承認を受けること。
- (2) 自転車は指定の駐輪場に置くこと。

11 普通自動車の免許取得

- (1) 自動車通学は許可しない。
- (2) 免許取得の許可
就職・進学先が決定し、普通免許取得を希望する場合は、担任・指導部に申し出た後、「運転免許証取得許可願」、「免許証取得の誓約書」を提出し、免許取得の許可を得る。ただし、原付・自動二輪免許取得については許可しない。
- (3) 免許取得後の手続き
免許を取得したことを速やかに報告すること。
- (4) その他
交通違反や交通事故の当事者となった場合は、直ちに学校に連絡すること。